購入条件

1. 定義

「契約」とは、発注書に関して SAP と発注先の間で締結される、拘束力の ある契約を意味します。発注書は SAP から発注先への申込に相当するものとし ます。発注先が履行を開始するか、あるいは発注書に規定された条件とこれらの 購買発注一般条件を発注先が明示的に受諾することにより、発注先は SAP からの 発注書とこれらの購買発注条件を受け入れたものとします。発注書に規定された 条件やこれらの購買発注一般条件とは異なる条件を発注先が提案した場合、あるいは別の条件を追加することを発注先が提案した場合でも、そのような条件は SAP を拘束するものではなく、無効であるものとします。

「商品」とは、発注書に指定された商品と、場合によってはサービスを意味 します。

「発注書」とは、商品やサービスの提供に関する SAP からの購買発注を意味します。

「SAP」とは、SAP ジャパン株式会社を意味します。

「発注先」とは、発注先となる個人、会社、または企業を意味します。

「サービス」とは、発注書に指定されたサービスを意味します。

2.品質と内容

発注先は SAP に商品やサービスを提供するものとします。発注先から SAP に提 供される商品やサービスは、以下の条件を満たしているものとします。

・発注書に指定された具体的な品質、数量、内容に合致していること

・材料と仕上がりが指定どおりであること

・一方の当事者が仕様またはサンプルを指定した場合には、すべての面でそれらの仕様またはサンプルと同等であること

・適用されるすべての法規則や専門基準に準拠していること

・善良なる管理者の注意、技能、配慮をもって提供されること

3.商品の納入

・発注先は自らが費用を負担して、発注書に指定された、またはその後合意 した場所と時間に、適切に固定され梱包された商品を納入するものとします。商 品の所有権は納入をもって SAP に移転します。

・商品が配送中に破損または紛失し、SAP が合理的な期間内にその破損または紛失を発注先に書面で通知した場合には、発注先は商品をできるだけ早く無償で修理または交換します。

・商品の修理または交換にかかる配送費と関連費用は発注先が負担するものとします。

4.支払い

有効な請求書を受領した日から起算して 60 日以内に支払いが行われます。但し、SAP は早期支払割引について発注先と交渉する権利を保留します。発注先は、この契約または商品やサービスの提供にかかるあらゆる税(所得税を除く)、関税、印紙税を支払います。 尚、発注先が下請代金支払遅延等防止法に定められた下請事業者の定義の事業者であり、かつ契約のもとで SAP にサービスを提供する場合には、前述の条件は適用されないものとします。

5.通知書と請求

SAP へのすべての請求書は、〒102-8022 東京都千代田区麹町 1－6－4 SAP ジャパン株式会社、経理部宛に発送されます。請求書には SAP の購買発注番号と請求日が記載されている必要があります。請求書がこれらの条件を満たしていない場合には、SAP は誤りや漏れの修正のために請求書を発注先に返送し、支払いを 90 日間保留する権利を保留します。元の請求日から 7 日間以内に必要な修正がなされない場合には、SAP は前記セクション 4 の条件に従って、支払いの計算に修正請求書の受領日を適用するものとします。

6.不良品

・適切な使用のもとで生じた商品の不具合、若しくは、契約に合致しない商品について、やその他の契約不適合について、エンドユーザーの施設に商品を導入してから 12 ヵ月以内に SAP が書面で通知した場合には、発注先は商品をできるだけ早く無償で修理するか、あるいは SAP からの要請に応じて商品を無償で交換するものとします。

・前述のとおりに商品の大部分が不良または不適合である場合には、SAP はその発注を解除するか、あるいはすでに納入された商品のすべてまたは一部を拒否することができます。これによって他の権利や救済手段が妨げられることはありません。発注先は SAP が拒否した商品または納入されなかった商品に対して SAP が支払った金額を払い戻すものとします。

・不良品にかかる配送費と関連費用は発注先が負担するものとします。

7.解約

SAP は解約の範囲と発効日が記載された通知を書面で少なくとも 10 営業日前までに提出することで、SAP の発注書と本契約のすべてまたは一部をいつでも都合により解約できます。発注先がこの契約の守秘義務に違反した場合には、SAP はいつでも発注書と本契約を直ちに解約できます。

8.知的財産権に関する免責

発注先は、発注先から SAP に提供された商品を SAP が所有、使用、または頒布したこと、および発注先がサービスを実施したことに起因する、特許、意匠権（登録済みまたは未登録を問わない）、商標、著作権などの権利の侵害によって生じた費用、経費、賠償責任（訴訟費用を含む）から SAP を完全に補償し、SAP を免責するものとします。

9.賠償責任

あらゆる場合において、SAP がこの契約で負う賠償責任の合計は、商品またはサービスに支払った金額を限度とします。いかなる場合においても、SAP は結果的損害、間接的損害、経済的損害、または特別損害の責任を負いません。

10.譲渡

発注先は、SAP から書面で同意を得ることなく、契約のすべてまたは一部を第三者へ譲渡または移転しないものとします。

11.精算または破産

相手方当事者が解散または清算した場合、相手方当事者が支払い不能となるかまたは破産した場合、相手方当事者が破産法、民事再生、会社更生の手続きを開始した場合、相手方当事者に対して破産法の手続きが開始された場合、相手方当事者の資産または財産に対して管財人が任命された場合、あるいは判決に基づいて相手方当事者財産の重要部分に対する執行命令が発令された場合には、いずれの当事者も契約を解約できます。

12.要員

・SAP は、発注先が契約の業務要員を解任することを合理的に要求し通知する権利を留保します。発注先は、該当する要員の解任を直ちに準備し、発注先が費用を負担して SAP が容認できる要員に交代することに同意します。

・発注先が任命する要員は発注先の従業員であり、いかなる目的であってもSAPの従業員または代理人であるとはみなされません。発注先とSAPの両者は、この契約の履行要員があらゆる目的において発注先の従業員であることを確認します（発注先の請負業者を除く。この場合であってもSAPの従業員ではない。）。それでもSAPがこの契約の履行要員の雇用者であると判断された場合には、発注先はSAPが支払わなければならない金額(罰金を含む)とSAPが被る損失を補償します。この契約の内容は、発注先または発注先の従業員に対して報酬などの利益を得るその他の権利や追加の権利を与えるものではありません。この契約は、発注先がSAPのために契約を締結すること、発注先がSAP名義で契約を締結すること、発注先がSAPの従業員として個人を雇用すること、発注先がSAPの代理として活動すること、あるいは発注先がSAPの代理人ないし代表者と称することを明示的または黙示的に許可するものではありません。発注先は、この契約を履行するあらゆる目的で、独立した請負業者として活動することに同意します。両当事者が別途合意した場合を除いて、発注先のすべての代理人、コンサルタント、および従業員は、発注先単独の管理、監督、および支配に従うものとします。

13.守秘義務

SAPから発注先に開示されたすべての図、設計、技術情報、助言、およびその他の情報、あるいは発注先が商品やサービスを提供する過程で発見したすべての図、設計、技術情報、助言、およびその他の情報は機密情報です。発注先はSAPから書面で同意を得ることなく第三者に機密情報を開示しないものとします。発注先は発注書を履行するためにのみ秘密情報を利用します。

14.ツール

発注先が発注書を履行するためにSAPが提供または支払ったすべてのツール、型、部品、材料、その他の物品はSAPの所有物であり、契約のためにのみ使用され、要請に応じて速やかにSAPへ返却または引き渡されるものとします。

15.知的財産権

発注書に従って提供されたサービスのすべての知的財産権はSAPに帰属するものとします。サービスには、この契約に従って発注先や発注先の従業員が準備または作成したあらゆる種類の作業成果物が含まれますが、これに限定されません。発注先は、その権利をSAPへ移転するために必要な手続きを速やかに開始します。

16.契約条件を構成する発注書

両当事者によって署名又は捺印された発注書（購買発注一般条件を含む）および修正発注書のみが契約を構成します。見積や発注書の受諾に指示を加えるなどして、発注先が契約に加えようとした条

件は、SAP がそれらの条件に書面で明示的に同意しない限り、契約の一部にはなりません。購買基本契約書と本契約条件の規定とが矛盾し、又は抵触する場合には、購買基本契約書の規定が優先して適用されます。

17.準拠法

購買発注一般条件の準拠法は日本法とし、両当事者は東京地方裁判所を専属的合意管轄とします。

18.雑則

・発注先は、発注先が費用を負担して SAP の要望を満たす保険を継続し、SAP からの要請に応じてかかる保険の証明を提出するものとします。

・セクション 1、2、6、7、8、9、11、13、14、15、17、および 18 は、発注書の解約または発注先による履行完了後にも存続するものとします。発注書の解約または発注先による履行完了後に、発注先は契約に基づいて開示されたすべての機密情報を直ちに SAP へ返却するか、あるいは SAP からの要請に応じてかかる機密情報を破棄し、すべての機密情報を返却または破棄したことを書面で SAP に証明するものとします。

・これらの購買発注一般条件を厳密に遵守することを SAP が免除した場合、あるいは SAP が免除を表明または暗示した場合でも、SAP から権限を与えられた役員が文書に署名しない限り、SAP が免除したとは見なされないものとします。購買発注一般条件の違反につき、当該免除に具体的に関係していない違反に関する SAP の権利は妨げられないものとします。

・この契約の一部の規定が無効、違法、または履行不可能であった場合でも、ここの契約のその他の規定の有効性、適法性、または履行可能性は影響を受けず、有効に存続するものとします。

・発注書の条件履行に関しては、期限を厳守することが不可欠です。